

平観産 第 240 号
令和 7 年 11 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平群町長 西脇 洋貴

市町村名 (市町村コード)	平群町 (29342)
地域名 (地域内農業集落名)	下垣内地区 下垣内
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の高齢化・兼業化が進み、後継者不足が課題である。加えて、周辺地の開発により水の利用が難しくなっている。そのため水田としての活用ができず新たな農地の運用を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、中心経営体への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地区全域にて、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に問わらず、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現状、大規模な各区整備等を行うことは困難であるため、今ある資源の保全・管理に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と協議し、新たな担い手の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

関係機関と協議し、新たな担い手の確保に努める。